

【大学院生用】大学独自制度による授業料等免除申請のよくある質問

項目	番号	質問	回答
免除の基準や選考方法について	1	「家計基準」と「学力基準」について教えてほしい。	家計基準は公表していませんが、申請のしおりに、家計基準の目安と学力基準について記載されていますので、各自で確認してください。 「家計基準」は世帯構成員や世帯全体の収入等を総合的に判断しますので、一概に年収だけでは判断できません。
	2	前期分免除申請では「全額免除」となったが、後期分の免除申請でも「全額免除」になるか。	後期分の免除選考は10月1日現在の状況で判定されますので、家庭状況が前期分の申請と変わっていれば、後期分の選考結果も変わる場合があります。また、申請者の家庭状況が一切変わっていても、後期分の申請者数が前期分よりも多くなった場合には、より困窮度が高いと判断される方を優先して免除しますので、予算の都合などにより免除額が変わることもあります。
申請方法・申請書類について	3	申請書類はどのように提出したらよいか。	申請書類をすべて揃え、しおりに記載の申請受付期間に、郵送または学生生活支援課窓口へ持参にて提出してください。 提出方法等の詳細は、しおりを必ず確認してください。 なお、やむを得ない事情により受付期間内に申請できない場合は、 2026年9月4日(金)15時まで に、学生生活支援課へ連絡し、指示を受けてください。
	4	学生である自分は家族の勤務状況や収入状況について十分に把握していないが、どうしたらよいか。	免除申請書類を作成する際は、家族の状況(勤務先の採用時期や収入状況、年金や保険金等)を学生自身でしっかりと把握してから申請してください。申請書類を確認し不明な点があれば、申請者(学生本人)へ問い合わせを行います。家族の状況がよく分からない場合は受付できないことがあります。
	5	家庭調書の中でよく分からない項目(就学者の学校区分等)があるが、記入しなくてよいか。	実際の状況を確認し、必ずいずれかを選択して該当の箇所へ記載してください。 申請者が記載する項目については、不明のまま提出することがないようにしてください。
	6	申請受付期限までに証明書類が揃わないため、申請書類を提出することができない。どうしたらよいか。	申請受付期限以降でない」と揃わない書類以外の書類 は、すべて揃えて提出してください。揃わない書類がある場合は、「(様式14)未提出書類申告シート」に記載のうえ、提出してください。 なお、不備書類については、大学が提出期限を指示しますが、 連絡なく期日までに提出されない場合は、大学から督促・連絡は行いません。その場合は、書類不備として申請を受け付けませんので注意してください。
	7	申請受付期限以降でない」と状況が判明しない内容(就職や進学)については、どのように記載したらよいか。	申請書提出時における見込みで結構ですので記入のうえ、見込みであることがわかるようにメモ書きし提出してください。 後日状況が確定次第、すぐに学生生活支援課へ連絡し、必要書類を提出してください。
	8	申請期間中に、教育実習等でどうしても大学に持参することができない。どうしたらよいか。	持参が難しい場合は、郵送で提出してください。 やむを得ない事情により受付期間内に申請できない場合は、 2026年9月4日(金)15時まで に、学生生活支援課へ連絡し、指示を受けてください。
	9	書類提出後に不備書類が判明した場合はどのように知らせてくれるのか。	申請書に記載されている電話番号へ電話 または 学籍番号のメールアドレスへメールします。 連絡がとれないことにより、書類不備が解消されない場合は申請を受け付けませんので、大学から連絡があった場合は、必ず対応してください。
	10	所得課税証明書を提出したが、再提出を求められた。どのような場合に再提出を指示されるのか。	所得証明書は、所得(収入)及び住民税課税・非課税の有無(課税額等)が記載されたものを提出してください。 なお、これらの必要事項欄が「*」表記により省略された証明書の場合は、証明書として確認できないケースもあります。市区町村によっては、「0」を「*」として証明しているところもあるようですが、その場合、「0」を「*」で証明している旨の記載がされていなければなりません。 また、これらの必要事項を証明する証明書については、市区町村により、所得証明書ではなく「課税証明書」「非課税証明書」等と書類名称が異なる場合もあります。 証明される内容を必ず窓口等で確認のうえ、該当の証明書交付を申し込んでください。 または、最新のものでない証明書を提出した場合も、再提出をしてもらいます。
	11	「源泉徴収票」と「所得課税証明書」は両方の提出が必要か。	「源泉徴収票」と「所得課税証明書」の金額を照合しますので、両方とも必要です。 勤務先が1か所だけであっても、その他に収入や所得等がないことを確認するため、両方の書類が必要です。
	12	収入がないため市区町村役場で「所得課税証明書」が発行できないといわれた。	市区町村役場等で所得がなかったことの申告手続きをしたうえで、「所得課税証明書」の発行を依頼してください。

【大学院生用】大学独自制度による授業料等免除申請のよくある質問

項目	番号	質問	回答
申請方法・申請書類について	13	父(母)は以前から無職のため収入が一切ない。収入(所得)がない場合でも、所得課税証明書の提出は必要か。	所得がないことを証明するものとなりますので提出が必要です。 なお、所得欄が「* *」表記で省略された証明書の場合(収入欄が0円等で表記され所得欄が「* *」表記あるいは斜線の場合は可)、所得が0円である事の証明として確認できないケースもあります。
	14	年金に関する書類の提出は、公的年金の書類だけ提出すればよいのか。	公的年金だけでなく、受給しているすべての種類の年金(個人年金を含む)について、「年金受給一覧(様式13)」に最新の「年金振込通知書(写)」または「年金額改定(決定)通知書(写)」を添付して提出してください。 なお、年金の「源泉徴収票」は提出書類として認めていません。
	15	年金を受給している家族がいるが、「振込通知書」等が実家に届いていない場合、または紛失した場合はどうすればよいのか。	年金の支払元に電話で連絡し、「振込通知書」の再発行を依頼してください。 ほとんどの場合、再発行が可能です。
独立生計について	16	税法上も父母の被扶養者にはなっておらず、父母とも別居して生活しているが、住民票上では父母と同じ住所になっている。独立生計者として申請する場合、父母と同居していないことを示すにはどうしたらよいのか。	住民票を提出するとともに、公共料金の領収書と居住先の賃貸借契約書で現住所と氏名が確認できるもの及び「(様式11)申立書」にその旨を記載し提出してください。
	17	両親の所得課税証明書では、申請者本人が所得税法上で父母の扶養からはずれていることを確認(証明)できない。	所得税法上、父母等の扶養親族ではないこと、扶養親族からはずれたことが確認できる書類の提出が別途必要となります。なお、健康保険上の扶養からはずれたことを証明する書類は、扶養親族となれる所得限度額が所得税法上と異なるため、提出書類として認められません。 【例】父母等が主たる勤務先に提出する「令和〇年度分給与所得者の扶養控除(異動)申告書(写)」、あるいは父母等の扶養親族氏名が明記されている「令和〇年分給与所得の源泉徴収票(写)」または「令和〇年分所得税の確定申告書第一表・第二表(写)」 ※年度途中で扶養から外れた場合は、別途学生生活支援課へご相談ください。
申請取下げ	18	申請を取下げたい。	申請を取下げる場合は、申請者(学生本人)が学生生活支援課の窓口へ申し出てください。学資負担者(父母等)が申請を取下げようとする場合は、申請者本人を通じて申し出てください。 電話のみでの取下げはできませんので、必ず申請者(学生本人)が学生生活支援課窓口へ来ていただく必要があります。 なお、いったん申請を取下げた場合、取下げを撤回することはできません。
	19	授業料免除申請をしたが、急遽休学することになった。どうすればよいのか。	学生生活支援課へ休学をする旨と授業料免除申請を取下げる旨を申し出てください。 なお、いったん申請を取下げた場合、取下げを撤回することはできません。
前期分後期分申請について	20	前期分、後期分それぞれ申請する必要があるのか。	前期分授業料免除申請をした者で後期免除申請を希望する場合は、全員「後期分授業料免除申請確認書」を提出する必要があります。(提出がない場合は、後期の免除申請は希望しないものとして取り扱います。) 後期(10月1日)時点において、前期(4月1日)の時点から家庭状況や収入状況等に変更がない場合も必ず「後期分授業料免除申請確認書」を提出してください。 変更がある場合は、変更事由申立書(様式0)と関連書類もあわせて提出する必要があります。 後期分から新規に申請する場合は、申請に必要な書類をすべて提出しなければなりません。 また、年度が変われば、新たに申請をする必要があります。
	21	前期に申請した場合、その後に行わなければならない手続や気をつけておくことは何かあるか。	後期分授業料免除申請のしおり(7月下旬～8月上旬頃に香川大学ホームページで公表予定)に、「後期分授業料免除申請確認」及び「変更申請」に関する記載を行いますので、必ず確認してください。なお、前期基準日(4/1)から家庭状況や収入状況等に変更がある場合は、必ず変更申請を行ってください。
	22	前期の判定結果で全額免除(半額免除/不許可)となった。この場合、後期も同様の結果となるのか。	授業料免除の判定は、前期・後期それぞれ独立して実施しており、それぞれの予算の範囲内で実施します。前期分、後期分の申請を行った場合でも、前期と後期で同じ結果になるとは限りません。
その他	23	申請書類提出後に、申請内容に変更が生じた場合はどうしたらよいのか。	前期(4月1日)、後期(10月1日)までに申請内容に変更(家計支持者の就職、転職、世帯の構成員についての変更等)があった場合は、必ず申し出てください。事実が判明した場合、免除を許可された者でも免除の許可を取り消す場合があります。